



磐田用水

第52号

令和8年5月1日
発行

令和8年4月1日現在 組合員数：3,910人 賦課面積：2,869ha



水不足による圃場への影響

目次

ごあいさつ	P2、P3
会計報告	P4
通水実績	P5
改良区全体のうごき	P6、P7

事業係よりお知らせ	P8、P9
庶務係よりお知らせ	P10、P11
輪番制について	P12

水土里ネットいわた用水(磐田用水東部土地改良区)

〒437-0043 静岡県袋井市新池3001
 TEL.0538-42-3175 FAX.0538-42-3176
 Email:info@iwatou.com
 http://www.iwatou.com/





理事長挨拶

理事長 永田 勝美

磐田用水広報 第52号発刊にあたりご挨拶申し上げます。

組合員の皆様には日頃より当改良区の運営にご理解ご協力いただき心からお礼申し上げます。第143回通常総代会では総代皆様のご出席と関東農政局西関東土地改良調査管理事務所 小林前所長、中遠農林事務所 好田所長のご臨席をいただき無事終了することができました。ここに新年度がスタートできたことを重ねて感謝申し上げます。

さて、近年の営農情勢は資材価格や燃料費の高騰に加え、気候変動による天候不順や自然災害の頻発など、依然として厳しい状況が続いております。こうした中にあっても、地域農業を守り、次世代へとつないでいくためには、安定した用水供給と農業基盤の適切な維持管理がこれまで以上に重要となっております。

先の総代会では、国営かんがい排水事業「天竜川下流二期地区」の令和9年度着工要望と当改良区の維持管理計画書の変更について、慎重審議のうえ議決をいただきました。農業生産性の向上や農業経営の安定につながる大切な事業であり、当改良区としましては、高まる用水需要に対して浅羽揚水機場のファームポンド新設や天竜川ダム再編事業に向けた沈砂池の設置をこれからも国に対して要望していきます。

用水管理につきましては、去年は少雨や夏の猛暑による水需要が高く、予定されていた落水日を迎える前に年間取水権利総量を使い切ってしまう可能性がありましたが、輪番制を実施するなど組合員の皆様のご協力により、最後まで取水を行うことが出来ました。

本年も猛暑が予想され、用水需要が昨年同様高くなるかと思われまます。用排水調整委員会を開催して輪番制といった節水対策を早い段階で実施し、きめ細やかな取水管理を行っていくことが重要であると考えます。なお、輪番制の実施にあたっては組合員の皆様一人ひとりの節水へのご理解とご協力が不可欠であります。当改良区といたしましても安定した用水の供給ができるよう、役職員一同尽力していく所存でございますのでよろしくお願いいたします。



ご挨拶

関東農政局西関東土地改良調査管理事務所
所 長 福田 浩二

令和8年4月1日付、関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長を拝命しました、福田浩二と申します。出身は山口県で、これまで北陸農政局、東北農政局などで勤務してまいりました。今後、当事務所管内の地域社会や農業に対する理解を深め、地域の実情に沿った事業を進めてまいります。

さて、磐田用水東部土地改良区の皆様には、平素より農業農村整備事業の推進、農業・農村の振興に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「国営施設応急対策事業 天竜川下流地区（浅羽揚水機場の改修）」につきましては、昨年度、浅羽揚水機場の新機場からの試験通水を経て管理委託に移行するとともに、旧機場の撤去を行いました。今年度は、機場の場内整備工事を行い、令和9年3月31日をもって応急対策事業が完了する予定です。

また、「国営かんがい排水事業 天竜川下流二期地区」につきましては、令和6年度から全体実施設計を実施しており、今年度は、令和9年度の事業着工に向けた土地改良法による手続きを予定しております。

今後も、貴土地改良区をはじめ、静岡県、磐田市、袋井市、森町などの関係機関の皆様と連携して、応急対策事業の事業完了や天竜川下流二期地区の事業着工に向けた対応を進めてまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



ご挨拶

静岡県中遠農林事務所
所 長 好田 成志

日頃から、磐田用水東部土地改良区の皆様方には、農業用水の安定取水や施設の適切な維持管理に御尽力いただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

当事務所2年目を迎えます。私どもは、農業用水の安定供給や良質な農産物の安定生産、農業・農村の持つ多面機能の維持発揮など、地域が目指す将来像やしっかり儲かる農業の実現に向けて引き続き取り組んでまいりますので、農業・農村振興施策の推進に御理解と御協力をよろしく願います。

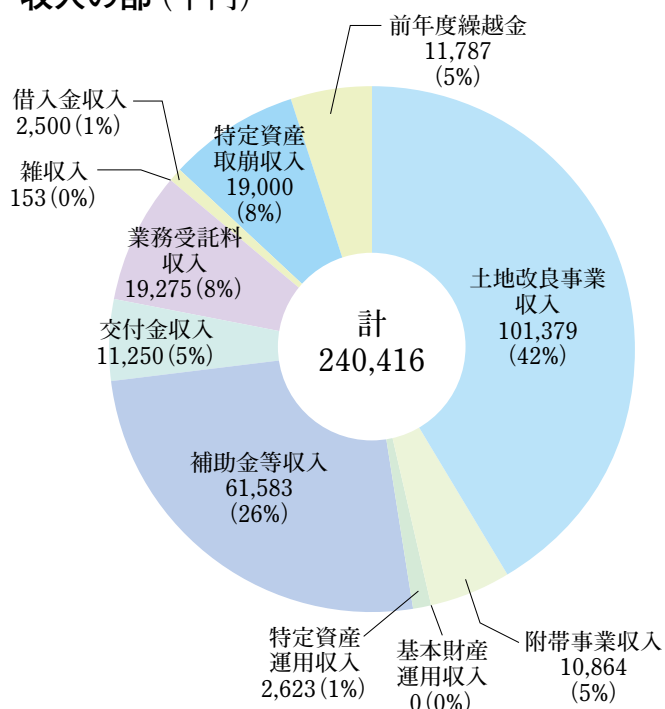
さて、貴土地改良区管内における「県営天竜川下流地区」については、「浅羽揚水機場」から送水する浅羽用水のパイプライン更新工事に昨年度から着手しました。今年度も引き続き施工するとともに、適切な予算確保に努めてまいります。

また、国営幹線水路については、令和9年度から農林水産省直轄による2期事業に着手するよう、国や市町等の関係機関と準備を進めております。さらに、支線や末端等の水利施設全体についても、「改正土地改良法（R6.4施行）」に基づき、適切な管理に向けた「水土里ビジョン」の作成を市や関係機関とともに県も積極的に支援してまいりますので、皆様の一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

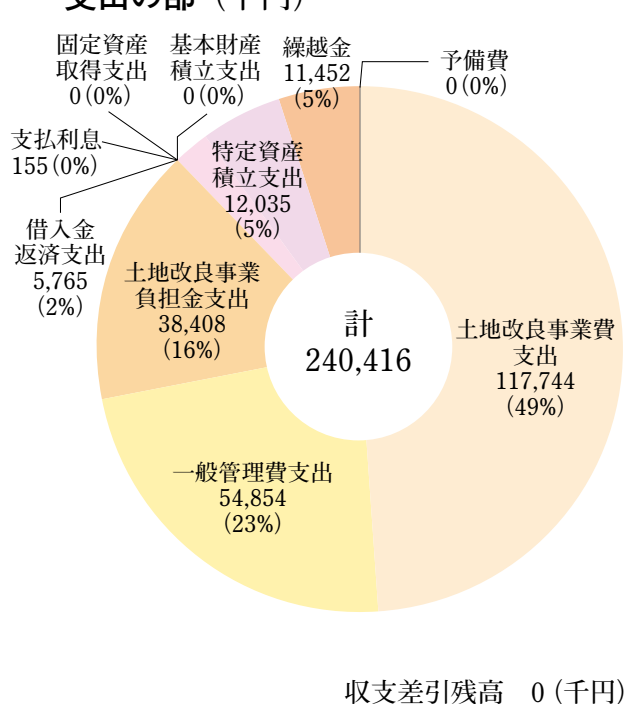
令和6年度 一般会計決算額

240,416千円

収入の部 (千円)



支出の部 (千円)



収支差引残高 0 (千円)

特定資産積立金残高 (令和7年3月31日時点)

職員退職給付引当積立資産	55,334,280円
転用決済金積立資産	327,033,038円
財政調整積立資産	25,216,987円
退任慰労金積立資産	665,000円

令和7年度末 借入金現在高 **28,092,076円**

令和8年度 一般会計予算額

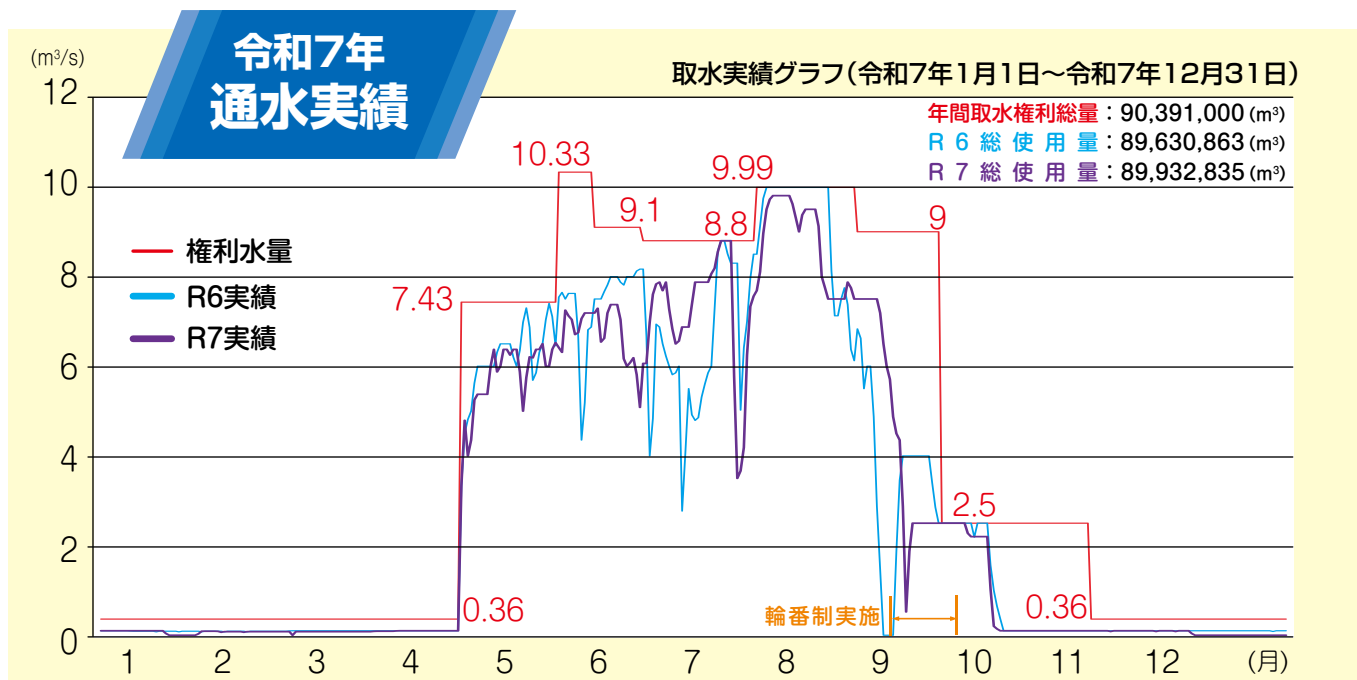
339,780千円

収入の部 (千円)

款	予算額
1 土地改良事業収入	113,864
2 附帯事業収入	11,907
3 基本財産運用収入	1
4 特定資産運用収入	3,407
5 補助金等収入	93,350
6 交付金収入	11,000
7 業務受託料収入	2,053
8 雑収入	180
9 借入金収入	16,251
10 特定資産取崩収入	75,767
11 前年度繰越金	12,000
計	339,780

支出の部 (千円)

款	予算額
1 土地改良事業費支出	108,045
2 一般管理費支出	129,544
3 土地改良事業負担金支出	66,123
4 借入金返済支出	2,459
5 支払利息	365
6 固定資産取得支出	3
7 基本財産積立支出	1
8 特定資産積立支出	23,740
9 繰越金	8,000
10 予備費	1,500
計	339,780



昨年は作付けの変化に加え、梅雨が短く、年間取水権利総量を超過しない様に通年以上に細やかな取水管理を実施しましたが、8月から9月にかけての猛暑、少雨が続く、例年以上に末端ほ場への配水が困難となる中、年間取水権利総量を超過する恐れがあり切迫した状態となりました。末端ほ場へ配水するため輪番制対応を実施するなど皆様のご理解ご協力のもと、年間取水権利総量を超過することなく終了することができました。

令和8年度の通水及び節水の協力について

本年の通水に関して、昨年の状況を想定して運用していきますと、水不足が懸念されるため輪番制対応が必須となります(輪番制対応はP12を参照)。年間取水権利総量には限りがあり、皆様の日頃からの水管理や節水が他のほ場への助力となりますので、ご協力をお願いします。

大雨洪水警報解除後は すぐに田への取水ができない場合があります

磐田用水では、台風や集中豪雨等、大雨洪水警報発令時は規程により船明ダムからの取水量を大幅に減量して対応しており、さらに気象状況や市町からの協議により断水することがあります。

災害対策のため取水量を減らす際にはメール(登録方法はP11を参照)及びホームページにて連絡しています。

警報解除後は速やかに再通水するよう対応していますが、十分な安全確認の後に通水となります。警報解除から一両日中は田への取水ができない場合がありますのでご了承ください。



改良区全体のうごき

国営土地改良事業「天竜川下流二期地区」の進捗状況

現在、令和6年度から令和8年度まで全体実施設計が実施されています。本年度の事業内容は全体実施設計の精査、三条資格者の整理、幹線水路の設計が引き続き行われ、8月から12月を目途に地元説明会を開催する予定です。

当土地改良区の維持管理計画書の変更及び令和9年度着工要望については令和8年3月の総代会において承認され、維持管理計画書の変更は県へ申請をしました。令和9年3月の総代会では事業施行申請に係る議決を得る予定です。

決済金の単価が改定されます

令和8年3月17日開催の第143回通常総代会において、以下の通り転用決済金(除斥料)単価の改定が議決されました。

転用決済金(除斥料) 1㎡当り 253円 (10a当り 253,000円)

昨今の著しい物価高騰や事業費増大により改良区経費が増加傾向にあるため、規定により改定となりました。何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

土地改良功労者表彰式にて当改良区役職員が表彰されました

令和8年3月に静岡県および全国の土地改良事業団体連合会の通常総会が開催され、土地改良功労者表彰式が行われました。

長年に亘り土地改良関係に貢献した方を表彰するもので、当改良区から3名が表彰されました。



静岡県土地改良功労者表彰

受賞者 山本 寛 総括監事
小池 哲也 次長(事務局)

全国土地改良功労者表彰

受賞者 藤原 玲子 係長(事務局)



視察に協力しています

令和7年3月に国営施設応急対策事業「天竜川下流地区」浅羽揚水機場が新しく完成したため、浜松市、磐田市内の水利組合や三重県の市町及び改良区関係者らが視察に訪れました。新機場の機能や維持管理、多面的機能支払交付金制度の活用によるパイプライン等の更新整備について説明を行い、参加者からは特に施設の維持管理や電気代について関心が寄せられ、有意義な情報共有の場となりました。

- ◎尼ヶ崎東線用水組合(寺谷用土地改良区)
- ◎前野・草崎パイプライン組合
(寺谷用土地改良区)
- ◎天竜川下流用水水利組合連合会
- ◎三重県土地改良事業団体連合会桑名支部、
四日市支部 ほか



現地視察

水の恵みに感謝 「感謝米」を水源地に

平成23年度より水源地で森林を守っている方々に感謝米を寄贈しております。

役員総代をはじめ多くの方にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。



▲喬木村長会談



▲感謝米贈呈式

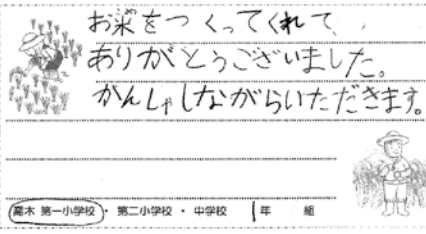
かんしゃまい 感謝米 をいただきました

「感謝米」とは…静岡県磐田市からいただく新米です。『磐田市は天竜川の恩恵を受けているので、天竜川の上流部の水源地を管理している方々に感謝して、新米を贈りたい』と、平成24年度から、磐田市の寺谷用土地改良区の方々と磐田用水東部土地改良区の方々が始めてくださった取り組みです。喬木村のほか、駒ヶ根市や森林組合等にも「感謝米」が送られています。

調理法では、1月7日から2月5日まで、この「感謝米」でご飯を炊きます。「米」という漢字は、「八十八」という文字からつくられるように、お米ができてからには、88もの手間(工程)がかかると言われています。昔に比べれば便利な機械も増えましたが、それでもお米を収穫するまでにはたくさんの方が、農家の方の苦労もあります。

「感謝米」として毎年いただいているお米。おいしくいただいている私たちこそ、農家の方々に感謝を伝えたいものです。

さて、この感謝米のことについて感想やお礼の言葉などがありましたら、下の枠内に記入をお願いします。お米を届けてくださった静岡県磐田市の方々に、みなさんの声をお届けしたいと思います。



▲喬木村小中学校より

感謝米贈呈先

- 天竜森林組合
- 水窪森林組合
- 春野森林組合
- 佐久間森林組合
- 龍山森林組合
- 長野県塩尻市
- 長野県駒ヶ根市
- 長野県喬木村

令和7年度 感謝米贈呈実績

寺谷用水	磐田用水	合計
29	27	56

(単位:俵=60kg)

贈呈された感謝米はそれぞれの市町村で、天竜川下流地域からの感謝米であることや地元で森林を守ることの大切さを伝え、学校教育や社会福祉に役立てられています。

事業係よりお知らせ

大見取水機場更新工事（基幹農業水利施設緊急突発事故復旧事業）

ポンプ内部のモーターに水が浸入したことでポンプが故障したため、更新工事を実施しました。



▲更新前



▲更新後

社山幹線堰板設置工事（維持管理事業）

水需要の変化に対応するため、諸井、浅羽地内にて、堰板及びガイドの設置工事を実施しました。堰板は用水需要によって取り外しを行います。



▲諸井地内



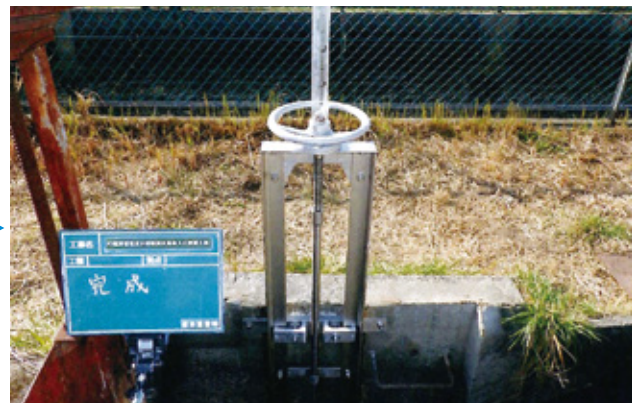
▲浅羽地内

社山幹線副水路取入口更新工事（維持管理事業）

副水路の取入口がガイドの老朽化により破損したため、取入口更新工事を実施しました。



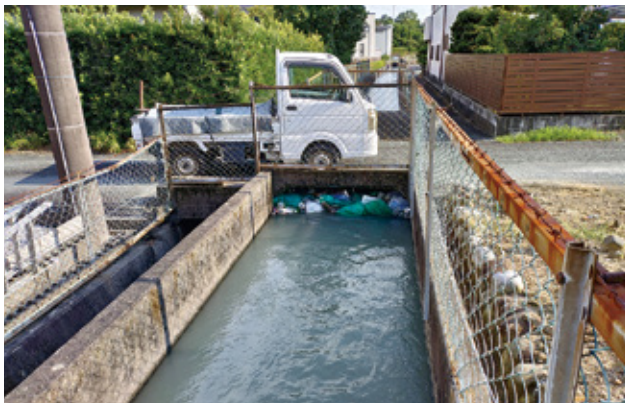
▲更新前



▲更新後

水路内ゴミについて

今井田原用水他水路内にてゴミが不法投棄されているのを確認しました。看板の設置などの対策を行ったところゴミの量が軽減されました。



▲水路内ゴミ投棄状況



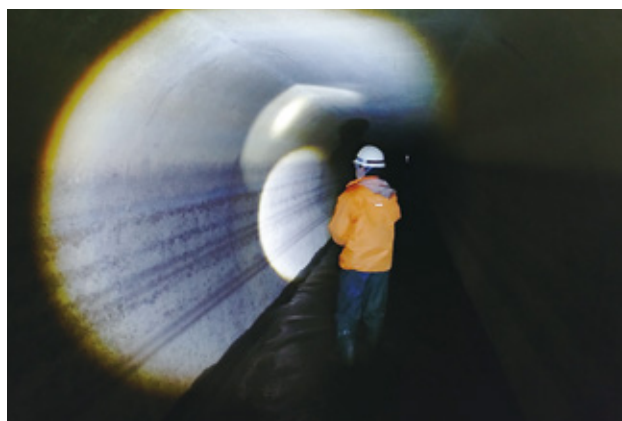
▲ゴミ対策

職員による直営施工について

福田南島用水の取入口が老朽化によって漏水するため、蓋の交換をしました。その他に隧道の点検や用水路内の掃除、漏水箇所を目地補修等を実施しました。



▲取入口蓋交換作業



▲社山隧道点検

景観保全助成金制度をご活用ください

景観保全助成金制度とは、磐田用水で管理すべき用水路敷地の草刈りを地元で行っていただいた場合、一定の要件を満たした申請により1㎡あたり25円を助成する制度です。毎年約20団体がこの制度を活用して用水敷地の管理にご協力いただいております。

制度のご利用を希望される場合は事前に現地調査して面積を算出しますので、まずご相談ください。

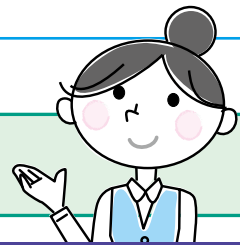
また、申請書提出の際には、通帳のコピーを添付しご提出をお願いします。



要件

- ① 団体（グループ）であること
- ② 年2回まで
- ③ 事前にご相談いただき、面積が確定した上で草刈りを実施すること
- ④ 上記①～③を満たした上で12月10日までに申請書を提出すること

庶務係よりお知らせ



1. 賦課金の納入について

- (1) 賦課金 10a当り 2,800円(1㎡当り2.8円)
(2) 賦課期日 4月1日
・4月に入ってからの除斥は、当年分の賦課金が発生しますのでご了承ください
・4月に入ってからの組合員変更は翌年度からの反映となりますのでご了承ください
(3) 徴収期日 年2回 1期：5月末日 2期：11月末日
年額12,000円未満の方は年1回(1期のみ)です

※現金納付の方は、2期分の賦課通知書も5月に一括送付しておりますので、紛失されないようご注意ください。

口座振替による賦課金の納入についてお願い

口座振替は、現在組合員の約90%の方が利用されています。ぜひご利用下さい。

- 取扱金融機関
- | | |
|----------------|-------------|
| ● 静岡県内の各農業協同組合 | ● 静岡銀行 |
| ● スルガ銀行 | ● 浜松いわた信用金庫 |
| ● 島田掛川信用金庫 | ● ゆうちょ銀行 |



口座振替依頼書は、当改良区に用意してありますので、ご連絡下されば郵送致します

休耕、転作等で用水利用が無い場合でも賦課金がかかります。

2. 除斥の手続きについて

改良区の受益地として台帳に記載されている土地について、農地転用等除斥する場合は、除斥手続きと除斥料の納付が必要です。公共事業(道路拡幅、河川改修等)の用地買収の場合にも除斥料の納付がされない限り賦課金がかかりますので、必ずお手続きをお願いします。

転用除斥料(決済金) 1㎡当り 253円 (10a当り 253,000円)

田を畑や宅地にしたり、公共事業買収をした際に除斥手続きをしないまま、その後相続した際に事情がわからず、水利用がないのに毎年賦課金が発生している等といったお問い合わせが非常に多いです。後世のトラブルとならないよう確実にお手続きをお願いします。

※土地売却に伴う農地転用決済金は譲渡費用として認められます

土地を売却された際に土地改良区へ支払われた決済金は、一定の要件を満たす場合は所得税が減額される場合があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

3. 組合員変更の手続きについて

磐田用水の土地台帳の変更は、法律により、組合員からの届け出によってのみ変更されます。

農業委員会や登記の手続きが完了しても、土地改良区の台帳は届出があるまで変更されません。

農地中間管理機構の仲介による貸借でも変更の手続きは必要です。

(平成31年の法改正により、農地中間管理機構から改良区への通知によって変更手続きとすることができるようになりました。機構又は個人いずれかからの申請は必要ですので、どちらが手続きするか等については機構又は市町村担当課へお問合せください。)

特に次のような場合には必ず組合員変更のお手続きをお願いします。

**田の売買・
耕作異動**

**住所や氏名の
変更**

**組合員の死亡
(相続)**

ご連絡頂ければ届出用紙をお送りします。またホームページからのダウンロードもできます。

土地改良区の組合員は、法律上の原則として

- ① 自身の土地を自身で耕作されている方
- ② 利用権や中間管理機構等により農業委員会へ届出して土地を借りて耕作している方
- ③ 上記に当てはまらない場合は土地所有者となります。

つまり農業委員会等への届け出なしで田を借りて耕作している場合は、法律上は改良区組合員とはなりません。改良区設立より長年が経過し、これらの原則と実態が乖離してきており、全国的な課題となっています。

田の貸し借りを行う際には、磐田用水への組合員変更と併せて農業委員会への届け出をお願いします。特に地域の担い手農家に田を貸す場合は、農業委員会への届け出の有無をよくご確認ください。

● ホームページについて

磐田用水ホームページ (<http://www.iwatou.com>) では、水に関する緊急のお知らせの掲載や、各種申請書のダウンロード等が可能となっております。是非ご利用ください。



● メール配信サービスについて

用水の緊急情報をメールにてお知らせしております。上記ホームページから登録できますので是非ご登録ください(迷惑メール対策されている方は@iwatou.comからのメールを受信できるよう設定が必要です)

輪番制について

作付けの変化や少雨、猛暑等による水需要に対応するため、渇水時の緊急対応としてあった輪番制を今年度から通常の運用方法の1つとして実施していきます。

A,Bブロックに分けて交互に取水を行い、3日毎に切替えを行います。

尚、輪番制の実施につきましては、用排水調整委員会において決定いたします。輪番制の実施及び期間等の情報につきましては、磐田用水のメール(登録方法はP11を参照)及びホームページに随時掲載しますので、ご確認をお願いします。

輪番制のブロック分けは以下の通りです。

【Aブロック】

- 社山幹線・・・分水番号27～112
(27号分水～浅羽揚水機場まで)
- ◎ポンプ場:春岡、浅名、浅羽、長溝

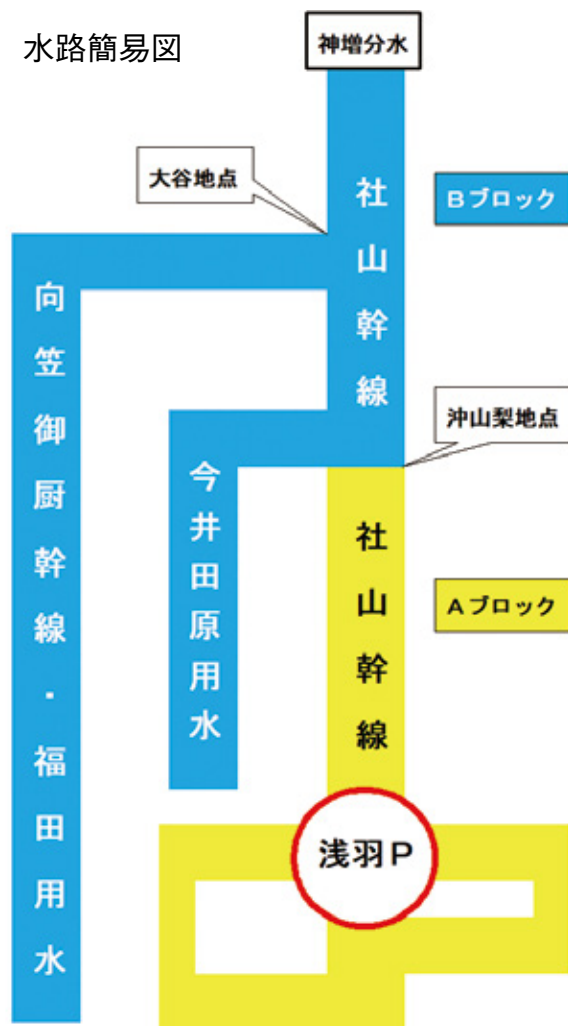
【Bブロック】

- 社山幹線・・・分水番号1～26
(神増分水～26号分水まで)
- 向笠御厨幹線・・・全線
- 福田用水・・・全線
- 今井田原用水・・・全線
- ◎ポンプ場:敷地社山、山田、一宮、山梨、大見、豊和、和口、五十子、新貝

ブロックの切替は、**正午から行います。**

尚、ブロック切替作業は改良区職員が行いますが、取入口の開け戻しは行いませんので、各取入口管理者の皆様と組合員の皆様の互譲の精神により、スムーズな水配分ができるようご協力をお願い申し上げます。

水路簡易図



R7年度輪番制対応